

## 結婚新生活応援事業業務委託 仕様書（案）

### 1 適用範囲

本仕様書は、長野県知事 阿部 守一（以下「委託者」という。）が委託する「結婚新生活応援事業業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

### 2 趣旨・目的

本調達では、ながの結婚応援パスポート事業（以下「パスポート事業」という。）及び結婚新生活支援事業を広く県民に周知し、両事業の認知度向上を図ることで、新婚夫婦等の経済的負担を軽減するとともに、社会全体で新婚世帯等を応援する機運の醸成を図る。

### 3 関係法令

本業務の実施に関しては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等を遵守し行う。

- (1) 長野県財務規則及び諸規則
- (2) 契約書
- (3) その他関係法令及び通達

### 4 業務の内容

本業務の委託内容は、以下のとおりとする。なお、業務の実施にあたっては委託者と協議の上で進めること。

- (1) パスポート事業の利用者拡大のための広報の実施
- (2) 結婚新生活支援事業の認知度向上及び利用促進のための広報の実施

### 5 業務の内容

#### (1) ターゲットの設定と広報内容

- ・本業務による広報では主に若年者（20～30代）を中心とした、結婚予定者又は新婚夫婦をターゲットとする。
- ・本事業に関し、長野県全体で結婚に対する機運を盛り上げていくことが十分に伝わる広報内容とすること。

#### (2) ウェブ媒体を活用した情報発信

- ・複数の SNS を活用するなど、2種類以上の広報手段を活用したウェブ広告による情報発信を行うこと。
- ・発信内容は、制度の周知、対象者への利用申込の促進とすること。
- ・受託者はウェブ広告に必要なバナーの作成、レイアウト修正・校正作業について委託者に確認し、対応すること。
- ・提案する手法に係る測定可能な効果指標（リーチ数・クリック数等）とその達成目標を設定すること。
- ・ウェブ媒体を活用した情報発信においては、委託者が別途指示する利用申込ページ（県ホームページ）への誘導を目標とすること。
- ・少なくとも1か月程度の期間はウェブ広告を実施すること。
- ・委託者と協議の上、最も効果的と思われる時期にウェブ広告を実施すること。
- ・「ブランドセーフティ」「ビューアビリティ」等の広告価値毀損の課題について、必要な対策を講じること。特に、委託者及び本パスポートの信用失墜・ブランド毀損となる場所への広告掲載は必ず避けること。

## 6 成果品

### (1) 成果品の詳細及び納入期限

項目	内容	納入期限
広報制作物のデータ一式	・広報部材として継続的に活用できるよう、再編集可能な原本を含む、ai形式で提出すること。 ・CD-ROM等の電子媒体で提出すること。	委託期間の最終日 (必要に応じ、中間報告を求める)
業務完了報告書(任意様式)	実施した広報の詳細(クリエイティブの内容、情報発信のリーチ数等)をまとめた報告書	委託期間の最終日 (必要に応じ、中間報告を求める)
経費内訳書	業務の実施に要した経費の内訳書	委託期間の最終日
打合せ記録簿(任意様式)	本業務で生じた資料のうち委託者が指示する資料一式	打合せの日から1週間以内(目安)
その他、成果品として認められるもの	企画提案及び打ち合わせの内容による	左に同じ

### (2) 納品場所

長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 (長野県県民文化部こども若者局次世代サポート課内)

## 7 委託期間

契約日から令和6年(2024年)11月29日(金)まで

## 8 スケジュール

業務実施に関する概ねのスケジュールを以下に示す。受託者は、下表に基づき本業務の実施日程を企画提案時に明示すること。

時期(目安)	内容
令和6年6月初旬(契約締結後)	制作開始
～6月中旬	デザインの方向性の確認
～6月下旬	クリエイティブ校了
～7月初旬	クリエイティブ校了(ウェブ媒体)
7月下旬以降	情報発信の開始
～令和6年11月29日	業務完了報告書の提出

## 9 契約の変更

契約の変更については、委託者と受託者の協議により定めるものとする。

## 10 疑義について

- (1) 仕様書に記載のない事項や業務内容の変更等の疑義が生じた場合は、その都度委託者と受託者が協議して決定する。
- (2) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定めるものとする。

る。

## 11 その他留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守すること。
- (2) 本業務の実施に際し、第三者が著作権を有するものを使用したことで問題が生じたときは、県に不利益が生じないように受託者の責任において処理すること。
- (3) 使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分に配慮し、これを行わないこと。
- (4) 業務上知り得た個人の秘密は、第三者に漏らしてはならない。この項については契約期間の終了後または解除後も同様とする。
- (5) 成果物（業務の過程で得られた記録等を含む。）を県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- (6) 本業務の実施のために県が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用してはならない。
- (7) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (8) 成果物等に関する著作権は、長野県に帰属するものとし、県が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。
- (9) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行い、業務を実施すること。
- (10) 業務に必要な経費は受託者側で負担すること。
- (11) その他、本業務の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定めること。